

先般、年金確保支援法が成立し、企業型確定拠出年金における従業員のマッチング拠出が来年1月より認められることになりました。マッチング拠出の魅力について解説したいと思います。

■ マッチング拠出の魅力

今般、企業型確定拠出年金において、マッチング拠出^{*1}が可能になることから生じるメリットにはどのようなものが考えられるでしょうか。

※1 企業の拠出に加え、加入者個人が掛金を拠出すること

1. 従業員の拠出金全額が所得控除の対象に！

確定拠出年金制度は老後の資産形成のための企業年金制度のひとつであり、預貯金や保険とは異なり、資金の出し入れには制約があります。その代わりに企業年金制度としての税制メリットを享受することができます。企業型確定拠出年金制度における特徴は、「掛金損金算入」、「運用益非課税」、「退職所得控除適用」といった拠出、運用、給付それぞれの段階において税制上の優遇措置が講じられていることです。

この度導入されることになった従業員のマッチング拠出における最大の特徴は、事業主掛金と同額までの範囲という制約^{*2}はあるものの、従業員が拠出した掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されることです。従業員の拠出金は、事業主が毎月の給与から控除し、事業主掛金と合わせて拠出されることとなります。

具体的にその税制メリットを見てみます。例えば、課税所得が500万円、税率を所得税と住民税を合わせて30%と仮定し、毎月1万円ずつ従業員拠出を行うと右表のようになります。

従業員向けの資産形成制度である財形貯蓄では、

小規模企業共済等掛金控除(全額所得控除)		
掛金年額	税制メリット	実質負担額
120,000円	36,000円	84,000円

住宅取得目的と年金資産形成目的の貯蓄に限り、その利子等が非課税となる仕組みを備えておりますが、確定拠出年金制度のように掛金全額が所得控除となる制度は他にはないでしょう。

※2 確定拠出年金法に定める拠出限度額

確定拠出年金法に定める拠出限度額^{*3} ≧ 事業主掛金 + 加入者掛金
ただし、事業主掛金 ≧ 加入者掛金
※3 他の企業年金制度なし：51,000円
他の企業年金制度あり：25,500円

2. 事業主から見てみると

企業型確定拠出年金を導入している事業主の立場から見ると、マッチング拠出の導入は、従業員の老後の資産形成における選択肢を広げるという意味を持ちます。また、従業員自身の年金資産を人任せではなく、従業員自身が築いているという意識が根付くことにより、事業主の従業員に対する投資教育において、労使ともに今まで以上に関心を持って臨むことが可能となるでしょう。

3. 老後の資産形成の一助に

昨今、宙に浮いた年金問題を初めとする年金関係の話題に事欠きませんが、公的年金であれ、私的年金であれ、老後の生活資金の構築にはご自身の自助努力が不可欠であることはまちがいありません。

これまで、サラリーマンを対象としたものが少なかった全額所得控除のメリットが、企業型確定拠出年金に取り入れられました。そのメリットを是非ともご活用いただきたいと思います。

以上